

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 3 (2) 労働法を基盤に自主的活動を通し向上を図る

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

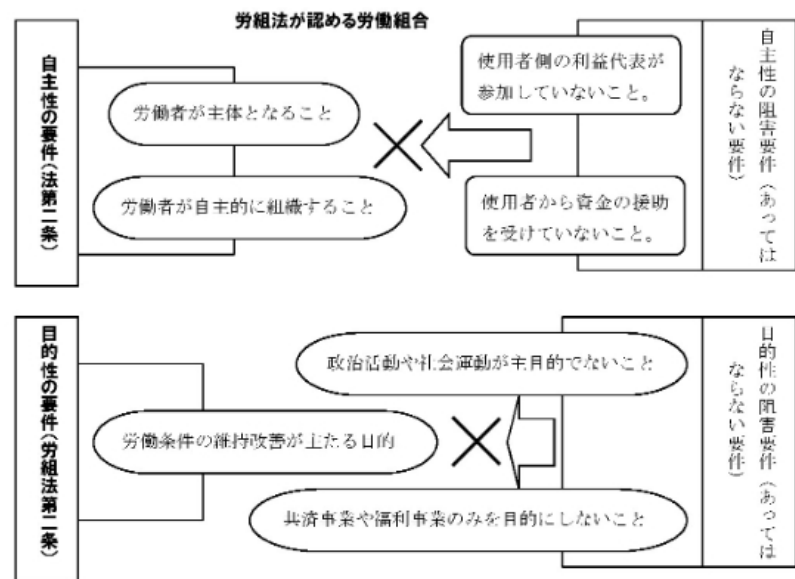
資本論

職場と労働法 3 (2) 労働法を基盤に自主的活動を通し向上を図る

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働法を基盤に「自主的活動を通し向上を図る」

労働運動の発展、運動・活動を通しての労働条件の向上は、労働組合法を基盤とした労働組合の自主的な活動によります。



1. 名称。
2. 主たる事務所の所在地。
3. 全組合員が組合の全ての問題に参与する権利、均等に扱われる権利の保有。
4. 人種・宗教・性別・門地・身分によって組合員資格を奪われないこと。
5. 組合役員は組合員の直接無記名投票により選挙で選ばれること。
6. 定期総会(大会)を少なくとも毎年1回は開催すること。
7. 組合の会計は、年1回、専門家による会計監査を受け、組合員へ公表すること。
8. ストは組合員の無記名投票(直接・間接)による過半数の賛成なしには開始しないこと。
9. 規約改正は直接無記名投票で組合員総数の過半数の支持を要すること。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.